

# 地域と学校の 協働通信

令和6年5月15日  
武蔵野市教育委員会  
指導課教育推進室

第18号

## 特集

- 令和7年度に向けた動きと「学校運営協議会」の機能
- 地域と学校の懸け橋！地域コーディネーターがさらに増えました

## ～令和7年度に向けた動きと「学校運営協議会」の機能～

「学校運営協議会機能」を付加した「開かれた学校づくり協議会」の全校実施まで1年を切りました。校長会・副校長会等で全校実施に向けた取組をお願いしてきたところ、今年度は、モデル校以外の16校中9校で委員の人数を増やしています。新たに委員となる予定の方は、NPO 法人代表、大学生（当該校卒業生）、有識者など、多様な顔ぶれであり、本市がめざす「多様な委員による充実した協議」が期待されます。

全校実施に向け、モデル校で先行実施している「学校運営協議会」の機能について、「地方教育行政の管理及び運営に関する法律」をもとに改めて次の通りおさらいします。

### 「学校運営協議会」 三つの機能

#### I 学校運営の基本方針を承認する

校長は委員ですが、学校運営の責任者でもあります。校長は、自身の作成する学校運営の基本方針を委員に丁寧に説明し、「ともに子どもを育てる」思いの共有を図ります。承認は学校運営の責任を校長とともに負うものになりますが、承認に至るまでの議論や合意形成のステップが何より重要です。

#### II 学校運営に関する意見を述べる

学校は、学校運営の状況、子どもたちの様子や教育活動について情報提供や説明をします。委員の皆さんは、学校の基本方針を実現するために建設的な議論をします。意見を言いつばなしにしたり押し通したりするのではなく、課題解決や改善に向けた議論となることが大切です。

#### III 教員任用（学校に必要な人材像）に関する意見を述べる

委員は、職員構成、経験、得意分野や専門性など、その学校の特色にあった人材像に対して希望する意見を述べることができます。提出された意見は、市教育委員会を通じて、東京都教育委員会に伝えます。ただし、教員個人の任用を扱うものではありませんのでご注意ください。

また、学校は東京都の教員公募（コミュニティスクール枠）の仕組みを使って、学校が求める人材像を示し教員をダイレクトに募集することもできます。

上の図のような3つの機能を果たすためには、多様な意見を出し合うための「熟議」の手法を取り入れることや、「熟議」を含め十分な協議を行うための時間が必要となります。来年度に向けた準備や「熟議」の実施などへの支援については、教育推進室にお問い合わせください。

## 2年目に入ったモデル校（第一中）の報告

### 第一中学校 第1回協議会

第2回は  
5/27（月）15時～（予定）

冒頭のあいさつで会長から、「『生徒のため』が一番だが、『地域と学校の二輪』ではなく『地域・学校・生徒・保護者』の四輪で進めていきたい」と、昨年度からの基本的な考え方が示されました。それを受けて今年度の協議会の進め方の中で、「生徒自身の声を聞く機会を作れないか」との声が上がり、日程等の調整を行うことになりました。

また、昨年度取り組んだ部活動の見守りを持続可能なものとするために、保護者会でボランティア募集について説明する三原副会長 広く保護者会や委員の関係する団体等の場で協力者を募ることになり、後日副会長が保護者会でボランティアを募る説明を行い多数の申し込みがありました。さらに、英語・漢字検定についても募集から当日の運営までを先生方に頼らずに実施することとなり、生徒への案内を配布済みとの報告がありました。





# 地域と学校の懸け橋！

## 地域コーディネーターがさらに増えました



市では平成28年度から地域コーディネーターを全校に配置し、その目的は、「開かれた学校づくり協議会」やPTA、地域の団体等と協力しながら、学校支援人材に関する学校への情報提供と、その連絡調整にあたることとしています。昨年度から複数配置が可能となり、今年度も新たに3校で2名体制となりました。

この時期の具体的な活動としては、登下校サポートのボランティア調整、生活総合の授業のゲストティーチャーとの連絡や職業体験先との調整などです。地域コーディネーターが学校・地域の連携を深め、地域学校協働活動(※下部参照)がより充実していくことが期待されます。

### 令和6年度の地域コーディネーターの皆さん (新しい方には☆)

第一小学校	平田由美子さん	境南小学校	古田 順子さん	第一中学校	本郷 伸一さん
第二小学校	☆山谷 美和さん		☆阿部 昌子さん		☆三原 忍さん
第三小学校	齋藤 理恵さん	本宿小学校	高木須磨子さん	第二中学校	土屋 清枝さん
第四小学校	伏見 奈美さん	千川小学校	伊藤さつきさん		大鷲美津江さん
第五小学校	藤井 陽子さん		吉永 靖浩さん	第三中学校	足立 恵子さん
	池田まさ子さん	井之頭小学校	橋爪 恵里さん		村越 直美さん
大野田小学校	金子百合子さん	関前南小学校	島田 豊文さん	第四中学校	寺島美美子さん
	☆合原 聡美さん	桜野小学校	後藤 真澄さん		☆井口 大也さん
			氏家 順子さん	第五中学校	秋山 聡さん
				第六中学校	大谷 壽子さん



(※)  
地域学校協働  
活動とは？

登下校・部活動の見守りや行事や課外活動支援など地域住民等が学校をサポートするボランティア活動のほか、「地域の教育力」を活用した諸活動、TA(ティーチングアシスタント)、SS(サポートスタッフ)などの有償ボランティアや外部指導員、学習指導補助員など、教育活動を支えるための市の事業もあります。

**ポイント**

### 地域学校協働活動は「学校の働き方改革」に資するものとなることが求められています

地域学校協働活動は、幅広い地域の方の参画を経て教育の質が向上するとともに、活動に関わる方が学校を知っていただく機会となります。その上で、地域学校協働活動が「学校の働き方改革」に資するものとなることが求められており、国からは、下記の通り「学校・教師が担う業務の適正化」として14の分類が示されています。

1 基本的には学校以外が担うべき業務	2 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	3 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤調査・統計等への回答等(事務職員等) ⑥児童生徒の休み時間における対応(輪番、地域ボランティア等) ⑦校内清掃(輪番、地域ボランティア等) ⑧部活動(部活動指導員等) ※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。(地域の人材活用)	⑨給食時の対応(学級担任と栄養教諭等との連携等) ⑩授業準備(補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑪学習評価や成績処理(補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑫学校行事の準備・運営(事務職員等との連携、一部外部委託等) ⑬進路指導(事務職員や外部人材との連携・協力等) ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専門スタッフとの連携・協力等)